

## 第8章 こどもの心と命を守るための取組

### 第1節 関係機関の連携強化

#### 【現状と課題】 8-1

- 市町児童福祉担当課は、市町要対協の調整機関（事務局）のほか、児童相談の第一義的な相談窓口として重要な役割を担っています。市町が役割を果たしていくにあたり、児童福祉司任用資格がある等の専門職の配置、経験年数や人員配置などの面で必ずしも十分な体制となっていないため、県からのバックアップが必要です。
- 県が市町支援等を行うにあたっては、県においても、専門性を持った人材の育成などとともに、児童相談所と市町・学校・警察・医療機関・家庭裁判所等関係機関との連携を強化し、児童相談所機能の充実強化を図っていく必要があります。
- 令和5年度の長崎県こどもの生活に関する実態調査では、支援制度を知らないと回答した世帯が一定数存在し、利用可能なのに利用まで至っていない可能性が考えられたことから、貧困の特有の課題である「支援が届かない、届きにくい世帯」に対して、確実に支援につなぐ仕組みづくりが必要です。
- また、保護者の調査結果からは、気持ちの不安定さや体調など、保護者が社会的に孤立している状況がうかがえたことから、保護者が気軽に相談できる体制の整備が必要です。

#### 【具体的施策】 8-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた新たな指針に基づき連携します。  
(こども家庭課)
- 市町児童福祉等主管課長及び実務者協議会等において、各市町の相談体制や運用における課題を定期的に把握し、課題解決に向けた支援策を行います。  
(こども家庭課)
- 市町における児童相談体制強化のため、市町職員の専門性向上を目指した研修の実施、県に登録した児童福祉、法律、医療の専門家等の市

町への派遣による技術的助言などを行います。

(こども家庭課)

- 児童相談所における法的対応機能の強化のため、弁護士による定期的な助言指導を受けられるような体制のさらなる充実を検討します。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と警察との連携では、連絡協議会・合同研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会で在宅の児童虐待事案の全件情報共有を行うなどさらなる連携強化を図ります。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と学校・教育委員会との連携では、日頃からの児童相談所との情報共有を図るとともに、教員向け研修において、児童福祉関係の講師派遣や人事交流などによる連携を図ります。  
(こども家庭課)
- 児童相談所と医療機関との連携では、長崎大学の地域連携精神医学講座と連携した専門医による研修やケースカンファレンスへの参画等により連携の充実を図っていきます。  
(こども家庭課)
- 県保健所との連携については、機関相互が、精神疾患や発達障害\*を有する要保護児童への支援に関する諸制度等の理解に努めるなど、関係強化を図っていきます。  
(こども家庭課)
- 児童生徒を取り巻く問題や課題が複雑化・深刻化する中、「学校と関係機関との連携マニュアル」などの活用を通し、警察や児童相談所等関係機関との連携を強化し、児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行います。  
(児童生徒支援課)
- 児童相談所業務のデジタル化を推進し、業務効率化と情報共有を強化することで、迅速かつ効果的な支援体制の構築を目指します。  
【5-1-2(1)、8-1 掲載】(こども家庭課)
- 県ホームページに「NAGASAKI こどもの夢応援ガイドブック」を掲載するなど、制度周知に向けた情報発信の強化を図るとともに、市町において、利用可能な制度の周知を徹底するなど、確実に制度利用につなぐための庁内の連携強化を促進します。  
(こども家庭課)

- 教員等の支援者に対し、日頃の子どもたちの様子などから、支援が必要なケースを判断する「判断基準」と、具体的な対応方法や関係機関との連携方法などがわかる「支援フロー図」を作成・配布し、その活用方法等の研修を実施することにより、支援者のソーシャルワーク力の向上を図ります。

(こども家庭課)

- こどもの貧困総合相談窓口を設置し、SNS※を活用した相談対応を実施することで、保護者やこどもが気軽に相談できる体制の整備に努めるとともに、支援者からの対処困難事例などの相談にも対応することで、貧困世帯と支援者の双方を支える体制を整備します。

(こども家庭課)

## 第2節 特別な配慮が必要なこどもへの支援

### 【現状と課題】 8-2

- 発達障害\*児・者の支援については、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関において支援体制の課題共有、連携緊密化などを協議していく組織を設置しています。
- 幼保における指導の過程とその結果の要約を記録し、小学校における指導に役立たせるための指導要録が十分に活用されていないため、乳幼児期から学童期までの情報を書面により引継ぎ、支援の継続を確実にできるようにする必要があります。
- 発達障害の早期発見には5歳児健診の重要性が言われていますが、実施していない市町があります。
- 教育や医療等の各分野の関係者が健診やカンファレンスに参加することで、情報共有や支援方針の検討を行うことができますが、市町によって参加状況が異なります。
- 発達障害児の診断・評価ができる医師が少ないため、専門医受診の場合、初診までの待機時間が長期にわたるなど早期診療の機会確保が難しい状況にあります。
- 発達障害等のこどもの心に関する障害の認知や障害に対する保護者の受容が進み、診療を必要とするこどもが多くなる一方で、こどもの心を専門とする精神科医師が少ない状況にあります。

- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校で就学する児童生徒には、障害に応じた様々な通学用品や学用品等が必要な場合が多く、保護者の経済的負担が大きくなっています。

#### 【具体的施策】8-2

- 県内の関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）が発達障害児・者に関する情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制の構築を目的とする「発達障害児・者総合支援推進会議」において、役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を行います。  
（こども家庭課）
- 幼稚園、保育所、認定こども園\*の指導要録の様式を統一した「こども要録」による乳幼児期から学齢期までの情報引継ぎや支援の継続を確実にできるようにします。  
（こども未来課）
- 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を活用しながら、児童生徒の進学・進級や転学の際に学校・学年間において統一的な視点で引継ぎを確実にを行い、継続した指導・支援を実施します。  
（児童生徒支援課）
- 市町が実施する1.6、3歳児健診の標準化を図るため、作成した「発達障害等早期支援のための乳幼児健康診査マニュアル」を活用し、従事者研修会を定期的に行い、5歳児健診マニュアルの活用と併せ、未実施市町に対し実施に向けた働きかけを行います。  
（こども家庭課）
- 県立こども医療福祉センターで、発達障害児の診断・評価に関する医師の研修を行い、発達障害児を診察可能な小児科医師を養成します。  
（障害福祉課）
- 地域における障害児支援体制を整備するため、県立こども医療福祉セ

ンターが、幼稚園や保育所で支援を担当する職員に対し、気づきや適切な支援の必要性の理解促進を図るとともに、「児童発達支援センター」等の障害児支援の質の向上のための技術支援を実施します。

(障害福祉課)

- 長崎大学病院で養成した児童・青年期精神医学を専門とする「長崎県こどもの心のサポート医」のフォローアップ研修を実施し、発達障害児の支援体制の充実を図ります。  
(障害福祉課)
- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校(園)内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。  
【5-2-1、5-2-2、8-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)
- 特別支援学校で就学する児童生徒の保護者に対し、所得等に応じて就学に必要な経費の全部または一部を支給し、経済的負担を軽減します。  
(教育環境整備課)